

12月/1月開催の内容は同一となります。ご都合のいい日程でご参加ください

# 改正民法のポイントと企業の契約・実務に与える影響

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2017年12月7日(木) 13:00~17:00  
日 時▶ 2018年1月23日(火) 13:00~17:00  
会 場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町) 会 場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

改正民法が成立し、実に121年ぶりの改正が実施されます。それに伴い企業の法務担当者を中心に、各種取引契約、約款、業務フロー等、改正に合わせて対応する必要があります。本セミナーでは、民法の改正について、内容を解説すると共に、改正によって生じる企業の契約・実務への影響を平易に解説していきます。

講 師 中島成総合法律事務所 弁護士 中島 成 氏

昭和34年8月生まれ。東京大学法学部卒。裁判官(名古屋地方裁判所)を経て昭和63年4月弁護士(東京弁護士会所属)。平成2年中島成法律事務所(現中島成総合法律事務所)設立。日本商工会議所・東京商工会議所「会社法制の見直しに関する検討準備会」委員、東京商工会議所「経済法規・CSR委員会」委員等を務める。主な業務は、企業法務、事業再生等。『図解でわかる会社法』『改正民法と不動産賃貸業』(日本実業出版社)、『民事再生法の解説~企業再生手続~』『個人情報保護法の解説』(ネットスクール)など著書多数。

《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名( 税込・資料代含 ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

希望会場に「✓」をご記入下さい。

	12/7 開催(※)	171702-0303	1/23 開催(※)	171887-0303
ふりがな 会社名				
住 所				
TEL	FAX			
ふりがな ご氏名	所 属 役 職			
E-mail				

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛 E-mail からもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: [tamiaki@bri.or.jp](mailto:tamiaki@bri.or.jp)

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

## ・プログラム・

### 1、民法(債権法)改正の経緯

### 2、改正民法のポイントと企業の契約・実務に与える影響

- (1) 契約の発生原因(背景・動機・目的)を示す条項の重要性
  - ・改正民法の基本的な特色
  - ・契約重視の考え方が現れている改正民法の具体的条文
  - ・契約の背景・意図・動機を示す条項例
- (2) 保証
  - ・極度額の設定
  - ・会社等が保証する場合と極度額
  - ・事業のための債務の個人保証が取り消される場合が新設された
  - ・保証人の照会に対する情報提供義務
  - ・事業のための貸金債務の個人保証人と公正証書ルール
  - ・期限の利益喪失についての情報提供義務
  - ・連帯保証人への履行の請求は主たる債務者の時効を中断しない
- (3) 約款
  - ・定型約款の定義、成立要件
  - ・定型約款の条項の変更
  - ・定型約款と通常の契約の区別
- (4) 売買
  - ・目的物が契約内容に不適合な場合 ~改正前の「瑕疵担保責任」~
  - ・危険負担
  - ・危険の移転
- (5) 賃貸借
  - ・敷金
  - ・賃貸人の地位の移転
  - ・原状回復義務
  - ・賃貸人の修繕義務の範囲、賃借人の修繕権
- (6) 請負
  - ・割合報酬の請求
  - ・注文者の権利行使期間の制限
- (7) 委任
  - ・再委任できる場合
  - ・成果報酬型委任
- (8) 消費貸借
  - ・書面又は電磁的記録による消費貸借契約の成立
  - ・借主の返還時期等
- (9) 消滅時効
  - ・債権の消滅時効期間
  - ・生命身体侵害による損害賠償債権の消滅時効期間
  - ・協議による時効完成猶予制度の新設
- (10) 解除
  - ・軽微な債務不履行と解除
  - ・無催告解除ができる場合
  - ・契約解除に債務者の帰責事由は不要
  - ・暴力団排除条項
- (11) 法定利率
  - ・変動法定利率の採用
  - ・中間利息の控除
- (12) 債権譲渡
  - ・譲渡禁止特約の効力
  - ・預貯金の特例
  - ・譲渡禁止特約と差し押え
  - ・将来債権の譲渡
- (13) 詐害行為取消権
  - ・取り消される範囲の限定
  - ・転得者との関係
- (14) 相殺
  - ・債権譲渡と相殺
  - ・差押えと相殺
- (15) 錯誤

### 3、改正民法施行前後の契約等と改正民法の適用関係(経過措置)

※講師とご同業の方のお申込はお断りする場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。